

第二十七回国会
衆議院

内閣委員会議録 第二一號

昭和三十一年十一月五日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君

理事高橋 等君 理事床次 徳二君

理事保科善四郎君 理事前田 正男君

理事石橋 政嗣君

大村 清一君

薄田 美朝君

辻 政信君

山本 条吉君

木原津與志君

出席政府委員

人事院總裁

總理府總務長官

委員外の出席者

専門員

安倍 三郎君

淺井 清君

今松 治郎君

本日

の会議に付した案件

一般職の職員給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一號)

○相川委員長

これより会議を開き

ます。

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案を議題とし、質

疑に入ります。質疑の通告があります

ので順次これを許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員

本格的な質問はあし

たやうたい私は思っておったのです

が、一応概略について総務長官にお尋

ねをしておきたいと思うのであります。

御承知の通り七月の十六日、人事院

は政府及び国会に対してそれぞれ一般

第一類第一号

内閣委員会議録第二号

職の職員の給与について報告、勧告を

行なっておるわけでございますが、こ

の趣旨はもう十分御検討なさっておら

れると思ひます。先回の内閣委員会に

おきまして、私の人事院勧告の矛盾

という点について、欺瞞性というよう

な点についても相当きびしい批判をし

ながら質問をいたしたわけでございま

すが、いまだにその考えには変りはな

いわけでございまして、この勧告につ

いて一体政府としてはどういう態度を

打ち出したものであるか。われわれが

一番問題にいたしておりますのは、国

家公務員の給与と民間の給与との上昇

率、昨年の三月三十一日から本年の三

月三十一日までにおける上昇率はそれ

ぞれ同程度であつて、較差は認められ

ない、従つてベース・アップをやる必

要はないというふうな内容になつてお

ることに一番不満を持っておるわけで

ございます。このかんじんのところを

ベース・アップは必要がないと言ひ

切つてしまつて、単に期末手当の増額

とかあるいは交通費の支給とかという

ようなところに逃げ込んでおるという

印象を強く受けておるわけでございま

すが、政府は七月以来十分検討なされ

た結果この勧告をどういうふうによ

取つておるか、どこが正しいと思つ

たかというふうなことを、なるべく詳

細に一つ御説明を願ひたいと思つて

す。七月十六日に人事院の勧告があ

○今松政府委員

お答えをいたしま

す。七月十六日に人事院の勧告があ

○石橋(政)委員

先回の委員会では私

人事院總裁にも申し上げたのでござい

ますが、国家公務員の給与と民間の給

との較差がないというのがこの勧告

第一類第一号

まして以来、私もどなたもいたしましては

その人事院の勧告に基いてこの勧告を

どういう工合に処理するかということ

について検討をいたしたのでございま

す。今石橋さんが申されましたベ

ース・アップの問題、こういう問題も検

討をいたしてみたいと思ひますが、

私もどなたもいたしましては、そ

ういふ問題については人事院という

うな専門的の役所においてあらゆる調

査を遂げられて、一般のベース・ア

ップについては今回は御勧告がなかつた

ので、昨年度給与のベースを改訂いた

しました関係もございまして、本年度

におきましては、ベース・アップの問

題は政府としては人事院の勧告のある

ままでは手をつけない、こういうよう

なことに決した次第でございまして。勧

告のありました期末手当の増額と通勤手

当の問題につきましては、自來どうい

うふうにしてこの勧告を処理するか、

こういう問題について検討いたしまし

た結果、今回の臨時国会では期末手

当の方を人事院勧告の通りに処理するこ

とが適当と考えまして御提案をいたし

た次第でございまして。また通勤手当の

問題は、これははなはだ残念でござい

ますが、通常国会までもう少し検討し

て、できれば次の通常国会において処

理したい、こういうふうに考えました

ような次第でございまして。

○石橋(政)委員

先回の委員会では私

人事院總裁にも申し上げたのでござい

ますが、国家公務員の給与と民間の給

との較差がないというのがこの勧告

報告の内容で、私もどなたも了解できないわ

けなのです。昨年の七月十六日に出さ

れました勧告によりますと、昨年三月

三十一日現在において、国家公務員の

給与と民間の給与との較差は一%あ

る、しかしながら国家公務員の場合に

はいろいろと特別俸給表等があつて高

い水準のものも含まれておるので、そ

ういふものをならしていくと六・二%

の較差しかない、こういうふうに結論

づけておりましたけれども、とにかく

一%から六・二%程度の較差がある

といふことは人事院もはっきり認めて

おるわけなのです。それがいつ較差が

なくなつてしまつたのか私も承服で

きないわけなのです。ことしの四月一

日から国家公務員の給与が六・二%上

るから較差がなくなつたというふうな

ことは全く独断だと思ふ。それぞれ

四・五%一年間のうちに上つてゐる。

民間も四・五%上つてゐる、国家公務

員も四・五%上つてゐる、だから較差

はないとおっしゃるけれども、一%な

いし六・二%という較差は依然として

あつたまま、それぞれ四・五%いかに

上昇しようともこの較差は縮まつたと

いう論拠は一体どこから出てくるの

か。こんなばかばかしい報告はないと

私は思ふのですが、総務長官そののと

ころ疑問をお持ちになりませんか。い

かがです。

○今松政府委員

石橋さんのお説も非

常にちがつたと思ひますが、おそら

く私は、人事院の御調査はどうしても

やはり一般民間給与というものをと

にして調査をされますので、多少今の

お話のような、おくれることが国家公

務員の方には起り得る場合もあるん

じゃないか、こういうふうには考え

ます。

○石橋(政)委員

長官は、昨年の七月

十六日の人事院の勧告も十分御承知だ

と思ひます。ここにちやうど今来てお

りますから、読んでみますと「昨年七

月十六日の国会および内閣に対する報

告において、本院は、公務員の一般行

政職とこれに対応する民間の職種との

比較に現れた約一%の給与の差に

ついて「一般職公務員のうちにはい

ゆる俸給の水準差により一般行政職よ

りも高い俸給を受けている職種が相当

あるので、一般行政職の平均俸給額に

比し、これらの職種を含む全一般職公

務員の平均俸給額は、四・二%高いこ

ととなる」という事実を述べ、この考

慮の下に、俸給制度の合理化にあわせ

てその較差に相応する程度の給与改善

を勧告したのであつたが、この勧告内

容が給与法の改正として実現され、新

俸給制度への切替により六・二%の給

与改善が行われるので、上記の民間と

公務員との給与の較差はおおむね解消

するものと思はれる。」と、昨年の人事

院の勧告、それ以後の政府の措置とい

うものについて、ことしの勧告にもこ

れだけ触れてゐるわけなんです。ここ

が一番問題なのです。明らかに昨年

三月三十一日現在で調べられたときに

は、一%の較差があつた。特別俸給

表等の勘案の上に立つてこの較差を

第一類第一号

内閣委員会議録第二号

昭和三十一年十一月五日

第一類第一号

内閣委員会議録第二号

昭和三十一年十一月五日

第一類第一号

内閣委員会議録第二号

昭和三十一年十一月五日

第一類第一号

内閣委員会議録第二号

昭和三十一年十一月五日

第一類第一号

内閣委員会議録第二号

昭和三十一年十一月五日

六・二%に圧縮した。しかし、この六・二%というものの較差を認めてこれを改善しろという勧告がなされて、政府が実施したのは、ことしの四月一日ですよ。それは知っておられますね。そうしますと国家公務員の給与というものは、この較差が私は依然としてことしの三月三十一日にも残っておると考へるのです。民間も昨年三月三十一日からことしの三月三十一日まで四・五%上ったおと。国家公務員も四・五%上ったという。だから較差はないというのは独断じゃありませんか。

六・二ないし一・一の差があるものが、それぞれ四・五%上って較差がなくなるといふのはどういふ算術ですか。政府の方はよくわかりになったようにございまして、どういふようにそれを理解されたのか、一つ説明していただきたいのです。

○今松政府委員 今お話しのような点は私もまだちょっと理解し得ない点があるのをごいいますが、この前の委員会で人事院の総裁が御説明になったように私も承知して承知してござい

ます。

○石橋(政)委員 人事院の方も、私がそういう質問をしたら、そういう見方をされればそれもさうだとおっしゃっているんですよ。ところが、政府はこの勧告に対してどういふお考えをお持ちですか、どういふ態度で臨むつもりですかと私お尋ねしたら、りっぱな人事院のやった仕事でございましてから支持するのだと言わんばかりの御答弁が今あったので、それじゃ一つずつお尋ねしますが、ちょっと今私が言ったような勧告の内容については何らの疑問もお持ちになりませんでしたか、人事

院のおっしゃる通りだと政府はお考えになったか、こう私はお尋ねしておるわけなんです。

○今松政府委員 私どもはいたしましては、そういうような場合に考へてお

ります。

○石橋(政)委員 そういうふうな工合というところ、どういふ工合ですか。

○今松政府委員 先ほど石橋さんが言われたように、四・五%民間も上ったおと、それから公務員も上ったおと

というふうな点につきましては、それはそういうふうな見方も一応ごもつともだと思つてございしますが、われわれの考へといたしましては、まあ先ほど申しましたように、人事院の専門家の出されたような意見を支持をいたして、そういうような工合に取り計らいたいと、こういうふうに考へておるの

でございまして。

○石橋(政)委員 間違つておるか間違つておらぬか、そういう検討はしない、人事院さんのおっしゃることならまるのみ、こういうことでござい

ますか。

○今松政府委員 そういうものではございせんが、今の両方の四・五%の問題は、石橋さんのおっしゃる点もごもつともと思つてございしますが、われわれ政府の方の処置としては、人事院の考へておられるような考へ方で、これを処理していく、こういうことに

いたしましたのでございまして。

○石橋(政)委員 全くおかしい話ですが、それはあとでどうせ触れるのですから、それでは今私の言っていることが理解していただけるかどうかということだけお尋ねしたいと思つたのです。昨年の三月三十一日に国家公務員と民

間との給与の較差は一%あった。これにいろいろ手直ししても六・二%あった。まずそれが第一点ですね。そうすると、昨年三月三十一日からことしの三月三十一日まででそれぞれ四・五%上ったというところは、この較差がなくなつたとか縮まつたとかいふことは絶対ない。広がることはあつても、なくなつたり縮まつたりすることはないという私の考へというものは、御理解願えますか。

○今松政府委員 了解いたします。

○石橋(政)委員 どうもありがとうございます。あなたは、結局人事院の勧告がインチキだといふことになるのです。いいですか。人事院はそれぞれ四・五%の上昇を示しているから較差はないんだと言いつつておられるのです。私は、そんなばかなことはないと、こう言つておるわけなんです。

それでは次に発展していきますけれども、もう一つの問題は、これは人事院の総裁にこの間お尋ねしたのですけれども、昨年の人事院勧告というものは、いわゆる三公社五現業の職員

の給与と国家公務員の一般職の職員の給与とあるいは地方公務員の職員の給与との比較といふことが、そういうことも相当大きく取り上げておられる。そして期末手当の増額のごときは、三公社五現業職員と一般職の公務員の職員との不均衡を是正するために、〇・一五上げなければならぬという勧告までなされておられるわけなんです。昨年は一般職の職員の給与と三公社五現業あるいは地方公務員の給与との比較に非常にウェイトを置いておつた。ところが御承知の通り、ことしの勧告内容では

一言平句もこれらの職員との比較をやつておらない。どこに何かおかしいという感じを総務長官としてお持ちになりませんか。昨年あればと関心を払つて、勧告の根拠にまであげておつたこれらの職員との比較を、ことしの報告、勧告の中では全然触れないということについて、御疑問をお持ちになりませんか。その点お尋ねいたします。

○今松政府委員 その点につきましては人事院の方から承りますと、その問題について調査がまだ行き届いて完結していません。どういふせいじやないかと思ひます。

○石橋(政)委員 人事院で調査ができなかつたわけですね。その点を政府としては了解しておるわけですか。

○今松政府委員 調査が完了しないために政府の方に勧告がなかつたのだと承知しております。

○石橋(政)委員 人事院の調査ができなかつたからことしは触れないのだらうというふうな、好意ある態度をもつて臨んでおられるようでございすけれども、そうしますと、去年あんなに重大関心事を扱つた三公社五現業の職員の給与、あるいは地方公務員の職員の給与について調査ができなかつたというふうなことに、あなたはさういふふうな調査不十分なものに対してまで絶大なる信頼を払つておられるわけですか。

○今松政府委員 その問題につきましては、実は今私聞くのが初めてでございまして、私の調査が行き届いていなかったと思ひます。

○石橋(政)委員 総務長官の調査が行き届いていなかったというところは、どういふことですか。勧告はよくお読み

になつて百パーセントとなしておられますでしよう。

○今松政府委員 その今お話のありました点について人事院から何も触れていない。こういう問題について私が気がつかないのか、初めてそのことを聞いたわけでございます。

○石橋(政)委員 この間何日でしたか、九月の三日でしたか、約二時間

にわたつてこの給与の問題で人事院総裁とあなたとに質問をしたわけなんです。そのときに総務長官少しおくれられて来られたようございすけれども、私もこの問題で人事院総裁にたいぶん質問をしておるのですけれども、お聞きになつておりませんでしたか。またあとから部下の方からさういふことについての報告も全然受けておられない、こ

ういふことなんです。まことに誠意ある態度とは思ひえないのです。

○今松政府委員 三公社五現業との比較を人事院の方で今度していかかつた、とどういふあなたの御質問につきましては、私どももちゃんと今そこにおりましたかおくれで行つたかはつきりしませんが、初めて聞いたようなこととまことに恐縮しております。

○石橋(政)委員 非常にたくさん公務員が大きな関心を持つてゐる給与の問題でございすので、担当の責任者として私はもう少し真剣に取り組んでいただきたいと思います。報告や勧告の内容は私に以上におみ込んだ上では、政府がこの人事院の勧告を受けてどうすべきかという態度は出てこない。当然政府としての責任者として

は、そのくらの努力はなされてゐるものといふことを前提にいたしまし

垣年の人事院の勧告に當つては、三公社五現業の職員及び地方公務員の職員と国家公務員の一般職の職員との給与の比較ということ、これをやっておられるし、また相当ウエートを置いておられるのです、較差解消のためにです。それほど昨年重要視した三公社五現業あるいは地方公務員の職員の給与というものについて、ことしの勧告にあつては、全然これに触れないということは、調査が不十分であつたとか、間に合わなかつたとかいうようないろいろな事情がございましてしょうけれども、とにかく満足すべき勧告ではないと私は考えるのですが、その点御同意願えますか。予備知識は事前にやつておいて下さいね。

○今松政府委員　その問題につきましては、先ほど申し上げましたように、私がちょっと不行届でありまして、今の期末手当の増額というような方面にばかり熱中いたしておりました関係で、私の調査が行き届いておりませんが、人事院勧告のその点につきましては今一応答弁を保留させていただいてはつきりとお答えいたしたいと思ひます。

○石橋(政)委員　今度の国会で政府もまた非常に重点を置いておられるようですし、当委員会において扱う法案といえばこれが唯一の法案である。きょうは与党の皆様方も非常に出席がよいというのも重大なる関心を持っておられるからだとは思う。ところがこの

増額は勧告の一部分でございますよ。大勢は全然無視してかかってその一部分だけ抜き出して、それだけに関心を払つておつてほかのことは知らなかった、こういうふうな答弁をなされることは、提案の責任者としてまことにおかしいと思うのでございますが、そうじゃございませんか。——それじゃ私が言つておることが理解できるかどうかという点できょうはかんべんいたしまししょう。昨年人事院があんなに重要視した一つの要素というものをことしは全然オミットしてしまふということに對しては私は寂然といかぬのです。が、その氣持わかつていただけますか。

○今松政府委員　よくわかります。
○石橋(政)委員　一つ一つ同調していただいて非常に感謝いたします。あとで響いて参りますよ。そこで今私不満だと申し上げたのですけれども、今度の臨時国会で勧告の一部分である期末手当の増額ということだけを抽出してこれを法制化して持つてこられたわけでございますが、これは切り離すことは私はできないと思う。公務員の給与

ということになりますと、やはりベース・アップの問題、これが基礎なんです。このベース・アップをやるべきか、やらないでいいものであるか。それから期末手当の増額あるいは通勤手当の支給といったような問題は、すべてこれは一体をなしておると思うので

の今までの御容弁でよくうかがえたのでございますが、てんからほかの増額は、納得いたしました。それでは、納得いたしました。それでは、おなうでございまして、私たちがそういう取扱いは、給与についてできないと聞かす。やはり人事院の報告がなされておるペース・アップの問題、それから期末手当の増額の問題、通勤費手当の新設の問題、こういうものを総合的に判断して、これはどうすべきだ、これは人事院に同調すべきだ、これはどうも同調できないというふうないろいろな態度が出てこなければ、私は給与という問題を真剣に取り組んでいくという証換にはならないと思うのですけれど

も、なぜこの期末手当だけばっと持ってきて、ほかのことについては検討を加えられなかったのですか。期末手当の〇・一五もふやしておけば、まあ何とかなるだろう、というお考えでございませうか。

○今松政府委員　ベース・アップの問題につきましては、先ほど石橋さんがおっしゃいましたように、民間との開きがどれくらいあるか、見方によって

違うと思いますが、その差も私どもの考えといたしましては、現在のところ大きな差はないのじゃないか、こういうふうにも考えまして、ただいまのところは、ベース・アップのことは政府としても取り上げていないわけでございます。従ってその残りの勧告にあります。

す。とにかく一つずつ——ことに期末手当の問題は十二月の問題であります。この機会に解決していただいております。また通常国会まで待てないような事情もあるかに考えましたので、提出したような次第でございます。では、ほかの問題は考えていないというわけではないのでございます。

○石橋(政)委員　岸内閣誕生以来、総理も機会あるごとに発言しておられるようでございますし、直接担当大臣の石田労働大臣も再三日にしておるようでございますが、とにかく自分たちも従来の政府とは違う、守るべきものはちゃんと守っていく、そのかわり組合も、守るべきものはちゃんと守って

聞かされております。たとえば人事院の勧告についても、仲裁委員会等の仲裁案にいたしましたも、法で定められたいものは完全にこれは守っていく態度を岸内閣は堅持するのだ、こういうお話でございましたが、この岸内閣の一員であります総務長官といたしましたのも、この方針にのっとっておのみになるつもりでございますか。

○今松政府委員 今お話しのように私の関係いたしております問題につきまして、人事院の勧告は努めてこれ尊重する、こういうような考え方に变りはございません。

○石橋(政)委員 おれたちが法律を守るといふことは、努めて守るといふこと

か、事院の報告は、私どもが未だ承知して、
して、でき得る範囲最大限にこれを実施
する、こういうような工合に一つ御了
承願いたいと思います。

○石橋（政）委員　そういう御発言をき
れると問題だと思ふんですよ。そうす
ると、片一方の労働団体の方も、絶対
に守らぬでも、努めて守ればよろし
うございますか。岸内閣の重要なゼ
ストを占めておられる総務長官にあ
らためてお尋ねいたします。

○今松政府委員　労働団体のことは別
といたしまして、ただいま石橋さんの
お話のように、絶対に人事院の報告は
これを守る、こういうことは、私の立
場として申し上げかねますので、御了
承いただきましたと思います。

○石橋(政)委員 それじゃ総理や石橋さんも絶対に守るとは言つてはおらないということなんでしょうね。その点に意見の不一致はございませんでしょうね。念のために申し上げておきますが……。

○今松政府委員 法律を守る、守らぬかという問題じゃなくて、私の申し上げておきますのは、人事院の勧告に関する問題でございます。気持としては、問題の動向は……

○石橋(政)委員 人事院というお役所
 人事院の報告は全部これを採用した。人
 気分であります。今それを全部の
 ちよっとお許しを願いたいと思いま
 す。非常に尊重する、こういうこと
 御了承願いたいと思います。

がどういふふうな経過を経てきて、この勧告制度というものがどういふことと交換条件で作られているかということ、もうよく御承知願っておられますでしょうか。——そうしますと、団体交渉権もストライキ権も剝奪されて、そうして人事院というものができて、公務員として見れば、全く法律を守っていく、かりそめにも違法性の疑いのあるようなことはやらないということになりますと、人事院さんだけが頼みの綱、こういうことになるわけです。ところが、その肝心の人事院がやることを百パーセントのんでいかなければ、政府としては必ずしもそれを了承しないということになりますと、何か問題が起きてきませんか。私は法律を守るということの中に、当然この勧告を実施するということは含まれておると思うのですが、その点いかがですか。

○今松政府委員 従来人事院の勧告を政府が全部のんでおったかどうかという点について、私前のご意見をあまり知りませんが、私が今の職務を拝命して以来の人事院勧告は、今までは全部のむように努力をしてきたつもりでございます。今後ともそういうような気持ちに変りはありませんが、この人事院勧告というものは絶対に政府は全部のまなくやいかぬ、こういうことには、私どもとしては言い切れない立場にございまして、御了承願いたいと思っております。

○石橋(政)委員 人事院の勧告よりもいいことなら幾らでもやっていただいていたいいんです。私はこれは守るべき最低の基準だと思ふんです。これ以上やられることになれども文句を言う者は

ないんです。しかしこの最低の水準ぐらひはやはり確保していくという建前がなければ、やれ、組合に違法だの何だの、そういうことを言う権利は私は政府にはないと思う。努めて守るようにする、そういうふうな岸内閣が再々言ってきたと私は理解いたしておられます。それじゃこの点はまたあらためて、あなたで答えが願われないとすれば、適当な方に承知願っていただいて、岸内閣の性格をはつきり述べていただくことにいたします。

そこで、今度は年末だから期末手当だけ急いで出したとおっしゃいますけれども、私先ほど申し上げたように、公務員の給与、期末手当の面と通勤手当の新設という面で改善しろという勧告が七月になされておる。すでに三カ月以上たつておる。その間に通勤手当の問題についてはまだどうも腹がきまらないというの、これまたちよつと承服いたしかねるわけでございますが、この通勤手当の新設について政府はどういう検討を加えて、現在の程度の考え方を固めておられるのですか。

○今松政府委員 通勤手当の問題は、私どももその趣旨としてはぜひこれは採用したいという考えを私個人としては持つております。従つてその支給する場合には、大蔵省との財政措置は別といたしまして、私の考えを申し上げますと、今まで通勤手当を出しておる状況から見まして、この方法をどういふ工合な方法でいくか、たとえば切符を買つて通勤のバスみたいなものを出すか、または限度を限つて何キロまでどれくらい、こういうことにするか、または自転車を通つてする場合とか、徒

歩で通つてする場合とか、こういうような場合もありますので、そういうような点をどういふような程度でこれを支給するようにするかという問題、この技術的の問題を私どもは財政措置と別途に考究しております。また大蔵省の当局に對しましては、いろいろこの問題を解決すべく私としては折衝いたしておるのをごさいます。また今回提案するまでの了解点に達しなかつたことを非常に遺憾といたしますが、中には、手当というものが非常に今たくさんございまして、手当を整理しなくちゃならぬという時期にまた通勤手当を増すというのではいかかかなものであろうか、こういうような議論も政府部内でございます。しかしながら私個人としては、これはぜひ出るような工合にいたしたいと考えてまして、そのつもりで財政当局と折衝いたしておりますが、この臨時国会までに成案を得なかつた、こういうような次第であります。

○石橋(政)委員 そうしますと、勧告の中で通勤手当の新設という問題について、これは否定的な態度をとつておるわけじゃない。ただ技術的な検討等を加えておるために多少おくれしておるだけであつて、通勤手当の新設を前提として検討しておられる、こういうことなのですか。

○今松政府委員 私といたしましてはお説の通りではあります。また財政当局の方との話し合いはこれから残つておる部分がいふありますので、できれば通常国会までに話し合いをつけたい、こういうふうな考えで私は進んでおります。

を伴うわけでございますが、やはり給与について勧告を受け入れて通勤手当を新設すべきであるという結論をあなたの方でお下しになれば——その担当者、責任者として総務長官がそういう態度をおきめになれば、それはやはり岸内閣としての意見になると思う。ただ予算の面でそれが先ほどあなたがおっしゃつたような程度のものであるかということ、今後の問題になるかもしれないけれども、総務長官が設けたいのだということであれば、やはり岸内閣の態度としてはそういう方向に向いておるということに私はなつて思ふのですが、再度確認しておきますけれども、これは否定的な態度をとつておるのではない、新設は認めるのだ、しかしいろいろ技術的予算的その他の事情で多少おくれつておるのだ、こういうふうな理解していいわけでございますか。

○今松政府委員 この実現に向つて私の努力を續けて実現を期したい、こういうことにお考えを願いたいと思ひます。

○石橋(政)委員 それではまた後日ゆつくりやらしていただくことにいたしまして、一応きょうの質問はこれで終ります。

○相川委員長 ほかに御質問ございせんか。——それでは次会は公報をもつてお知らせすることといたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十二分散会